

異常事態・事故発生時対応マニュアル

[社会福祉法人志和大樹会]

[電話 019-671-7050 (代表)]

[紫波郡紫波町土館字関沢24-1]

[ホームページ <https://mozunosato.com>]

1. 異常事態と事故

利用者の急激な体調変化等、利用者の身体に関する不測の事態に起因して生じる異常事態とサービス実施を原因とする事故について、その状況を正しく見極め、適切に対応することが重要である。身体の損傷や過失の有無及びその程度により対応方法が異なる。

(1) 異常事態とは？

適切な対応を速やかに行わなければ、後に障害を残したり、最悪の場合には生命を脅かす事態

(2) 事故とは？

サービス実施を原因とした過失により生じた事態。
(例：入浴介助中の転倒による骨折等)

2. 異常事態時の心得と対応

(1) 異常事態発見者の心構え

① あわてない

介護者等は、落ち着いて事故の状況や利用者の急病等の状態を観察する。

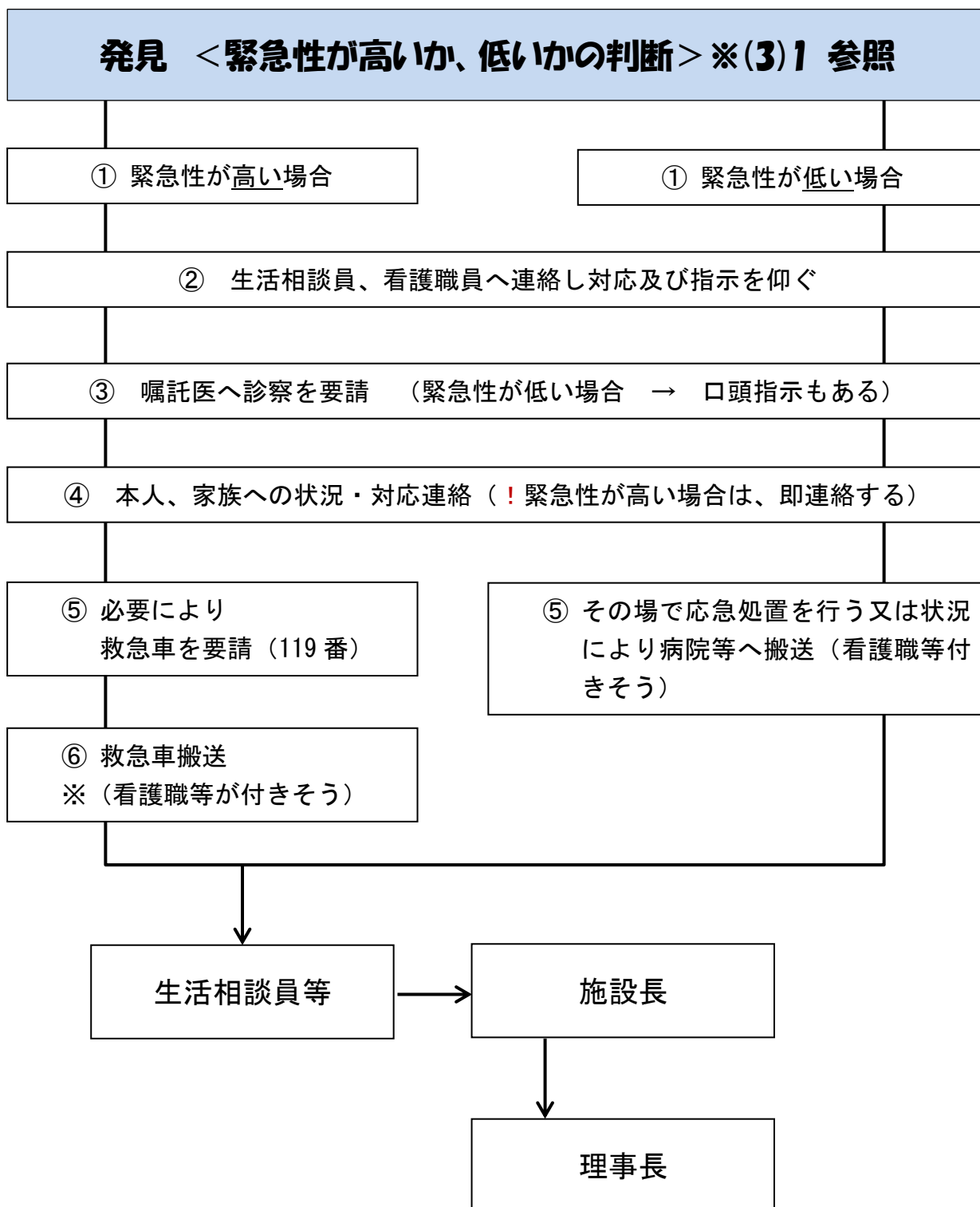
② 心感を与える

ケガや急病は、本人も驚き不安になるため、安心させるとともに力づけることが大切。

③ 協力体制をとる

自分一人に対応するのではなく、まわりの協力を得る。異常時において速やかに対応することは、利用者の生命及び治療方針に重要な影響を及ぼす。適切な対応と責任の明確化のためには利用者や家族の了解、看護師の判断、医師の指示が費用である。

(2) 異常事態発生時の対応方法！



(3) 異常事態発生時の行動

1. 観察の順序と要点

利用者の様子が平常と違っていたり、倒れているようなことがあったら、以下のことに注意し、観察しながら対応する。

- ① どく出血している
- ② 呼吸していない
- ③ 脈拍がない
- ④ 意識がない
- ⑤ 顔色がひどく悪い

【①～⑤は早急に観察し救急性が高いか、低いか判断する】

意識があれば、全身をみながら事故や急病の発生状況を利用者から聞く。

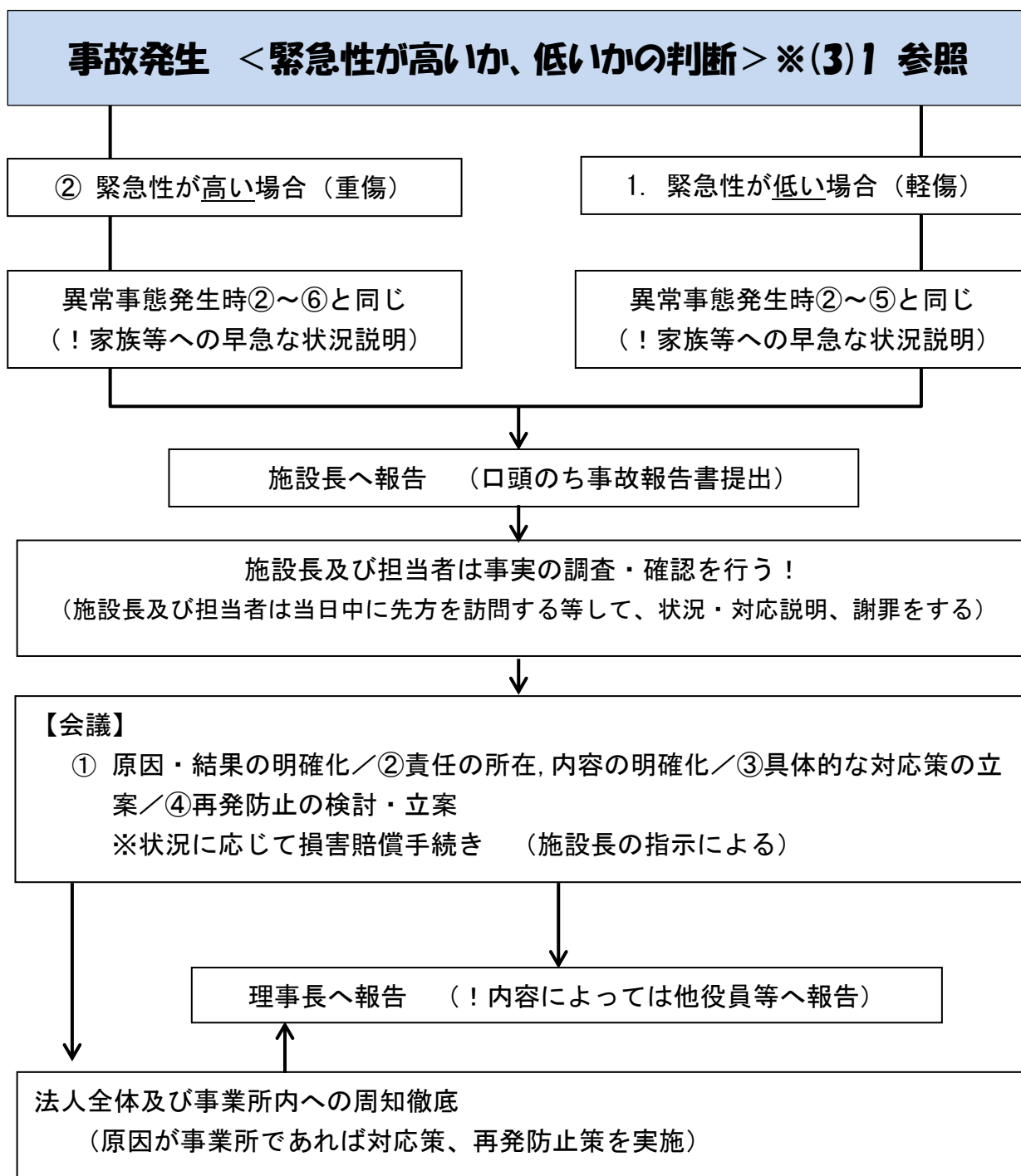
- ⑥ 足が動かない
- ⑦ 痛みがある
- ⑧ 出血がある
- ⑨ 外傷・打撲がある

2. 連絡方法

緊急性が高い場合は直ちに消防署に通報(119番)し、搬送を要請する。

- ① 消防署員の問い合わせに対し、要領よく明確に説明する。
 - ・「救急車の要請」であることをはっきり話す
 - ・利用者の状態、症状を簡潔・正確に説明する
 - ・要請者の職種、氏名を伝える
- ② 救急隊員が到着したとき
 - ・利用者の現在の状況・症状
 - ・事故の場合、その原因と状態
 - ・いつ、どこで起こったか

(4) 事故発生時の対応



3. 記録等

経過及び退所方法、その後の状況は介護日誌、看護日誌等に明確に記録するとともに利用者又は家族より開示要請があった場合は速やかに対応するものとする。